

第1問 答案用紙

(企業法)

問題 1	<p>1. 取締役会設置会社が取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引（間接取引）をしようとするときは、取締役は、取締役会の決議において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（356条1項3号、365条1項）。取締役がその地位を利用することにより、会社の利益を犠牲にし、自己または第三者の利益を図る危険が大きいためである。Aが甲会社を代表して締結した本件契約は、Aが全株式を保有する乙会社との間の取引である。したがって、会社と第三者の取引であるが、実質的には会社と取締役との利益が衝突するおそれのある取引として、間接取引にあたりと解するべきである。そのため、Aが本件契約を締結するためには、甲会社の取締役会決議による承認が必要であるが、本件契約はAの独断でなされたものである。そこで、会社の承認を得ずになされた利益相反取引の効力が問題となる。</p> <p>2. 会社の利益を犠牲にした取締役を保護する必要はなく、利益相反取引規制の趣旨通り、会社の利益を優先するべきであるため、当該取引は無効であると解する。ただし、取引の安全を図るために、取締役には無効を主張することはできるが、間接取引の相手方や転得者といった第三者に対しては、その悪意を立証しなければ無効を主張することができないと解する。本問において、本件契約の効力は無効であるが、転得者である第三者は善意であるので、甲会社は転得者に対して無効を主張することはできない。</p> <p>3. 次に、Aが甲会社に対して負う会社法上の損害賠償責任について検討する。取締役は、株式会社に対して、任務懈怠によって生じた損害を賠償する責任を負う（423条1項）。本問では、本件土地の時価と売却価格の差額に相当する損害が甲会社に発生しており、Aには、取締役会の承認を得ることなく利益相反取引をしたことから任務懈怠が存在する。また、当該任務懈怠と甲会社に生じた損害との間に相当因果関係も認められる。よって、Aに過失が認められる場合は、Aは甲会社に対して、423条1項に基づく損害賠償責任を負う。</p>
問題 2	<p>1. 甲会社は、取締役の報酬等について、株主総会で全員の総額の最高限度額を定めて、各取締役への支給額の決定は取締役会に委ねている。取締役の報酬規制の趣旨は、不当に高額な報酬が決定されるお手盛りを防止するものであることから、この決定は認められると解する。</p> <p>2. Aは、非常勤の取締役に降格したことにより、月額300万円であった報酬を月額30万円に引き下げられているが、これが認められるか問題となる。株式会社と取締役の関係は委任に関する規定に従うことから（330条）、取締役の報酬等の額が具体的に定められた場合、その報酬額は株式会社と取締役間の委任契約の内容となる。したがって、取締役の職務内容に著しい変更があったとしても、当該取締役が同意しない限り、報酬額を一方向的に減額することはできないと解する。</p> <p>3. よって、Aは報酬額の減額に同意していないことから、甲会社に対して従前受け取っていた報酬額の支払いを請求することが認められる。</p>

令和元年論文式企業法

第2問 答案用紙 (企業法)

問題 1	<p>1. 丁会社は、原則として、株主総会の特別決議によって、本件株式交換契約の承認を受けなければならない(795条1項, 309条2項12号)。株式交換により、会社の組織や持株割合に重大な変動が生じるため、そのような重大な影響を受ける株主に株式交換を行うか否かの決定権を与える必要があるからである。</p> <p>2. ただし、丙会社の株主に対して交付する丁会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じた額の合計額が丁会社の純資産額の5分の1を超えない場合は、丁会社の株主にとっての影響が小さいと予想されるため、簡易株式交換として、丁会社において株主総会の承認決議を要しない(796条2項柱書本文)。しかし、一定の数の株主が株式交換に反対する旨を乙会社に通知した場合は、簡易株式交換は認められず、丁会社は株主総会の決議によって、本件株式交換契約の承認を受けなければならない(796条3項, 会社法施行規則197条)。この場合は、株主の意思に反する株式交換がなされる可能性があるためである。</p>
問題 2	<p>1. 本件帳簿は会計帳簿にあたるため、戊会社が丙会社にした請求は会計帳簿閲覧請求(433条1項)に該当する。会計帳簿閲覧請求の趣旨は、株主が権利を行使するにあたって必要な調査を可能とすることにある。</p> <p>2. 会計帳簿には、会社財務に関する詳細な情報や営業上の機密が含まれており、その閲覧請求権は、権利濫用の防止のため少数株主権とされている。具体的には、総株主の議決権または発行済株式の100分の3以上を有する株主が、株式会社の営業時間内に、請求の理由を明らかにして行使しなければならない。本問では、戊会社は、丙会社の発行済株式の100分の5に相当する株式を有しており、丙会社の営業時間内に、本件株式交換契約に関する株主総会決議での賛否の判残材料にすることを明らかにしていることから、閲覧請求権を行使するための要件は満たしている。</p> <p>3. しかし、請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営むものである場合、当該株式会社は閲覧請求を拒むことができることとされている(433条2項3号)。本問では、戊会社の完全親会社が丙会社の業務と実質的に競争関係にあつて、戊会社と一体的に事業を営んでいるが、請求者が実質的な競争関係にある会社の完全子会社である場合でも、当該拒否事由に該当すると解する。433条2項3号の趣旨は、会社の競業者が会社の営業上の機密を知り、自己または第三者の利益を図る危険性を未然に防ぐことにあると解される場所、そのような危険性は、請求者と一体的に事業を営んでいる完全親会社が競争関係にある場合でも生じ得るためである。また、「実質的に競争関係にある」というためには、請求者が会社と競業をなす者であるという客観的事実が認められれば足り、知り得る情報を競業に利用するなどの主観的意図があることは要しないと解する。</p> <p>4. よって、戊会社は丙会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営むものに該当することから、丙会社は戊会社による本件帳簿の閲覧請求を拒むことができる。</p>

令和元年論文式企業法